

期日指定定期預金規定 新旧対比表

改定後（新）	改定前（旧）
<p>(I) 非自動継続型</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) <u>この預金を共通規定（各種定期預金）第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>以下略</p>	<p>(I) 非自動継続型</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) <u>当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>以下略</p>
<p>(II) 自動継続型</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) ~ (4) 略</p> <p>(5) <u>この預金を共通規定（各種定期預金）第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>以下略</p>	<p>(II) 自動継続型</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) ~ (4) 略</p> <p>(5) <u>当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>以下略</p>